

令和 8 年門真市議会第 2 回定例会



議 案 書

門 真 市

第2回定例会付議事件目次

ページ

第1	報告第2号	令和7年度門真市一般会計繰越明許費繰越計算書 について	1
第2	報告第3号	令和7年度門真市水道事業会計予算繰越計算書に ついて	9
第3	報告第4号	令和7年度門真市公共下水道事業会計予算繰越計 算書について	13
第4	報告第5号	令和7年度門真市水道事業会計継続費繰越計算書 について	17
第5	議案第35号	門真市役所庁舎本館非常用発電機設置工事請負契 約の一部変更について	20
第6	議案第36号	財産の交換について	22
第7	議案第37号	動産の取得について	24
第8	議案第38号	門真市税条例の一部改正について	25
第9	議案第39号	門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例等の一部改正について	32
第10	議案第40号	門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例及び門真市特定教育・保育施設 及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例の一部改正について	38
第11	議案第41号	門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例及び門真市乳児等通園支援事業 の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正について	61
第12	議案第42号	令和8年度門真市一般会計補正予算（第3号）	65
第13	議案第43号	令和8年度門真市介護保険事業特別会計補正予算 （第1号）	91
第14	議案第44号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	102
第15	議案第45号	公平委員会委員の選任について	104
第16	議案第46号	人権擁護委員候補者の推薦について	106
第17	議案第47号	農業委員会委員の任命について	108

第18	議案第48号	農業委員会委員の任命について	110
第19	議案第49号	農業委員会委員の任命について	112
第20	議案第50号	農業委員会委員の任命について	114
第21	議案第51号	農業委員会委員の任命について	116
第22	議案第52号	農業委員会委員の任命について	118
第23	議案第53号	農業委員会委員の任命について	120
第24	議案第54号	農業委員会委員の任命について	122
第25	議案第55号	農業委員会委員の任命について	124

報告第 2 号

令和 7 年度門真市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和 7 年度門真市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により、議会に報告する。

記
令和 7 年度門真市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	門真市公民連携デスク運営事業	円 1,500,000	円 1,500,000
2 総務費	1 総務管理費	E B P M推進事業	9,336,000	9,336,000
2 総務費	1 総務管理費	職員確保・定着推進事業	17,887,000	17,887,000
2 総務費	1 総務管理費	シティプロモーション推進事業	11,550,000	11,550,000
2 総務費	1 総務管理費	門真市ふるさと大使推進事業	9,910,000	9,910,000
2 総務費	1 総務管理費	若者・女性が活躍できる地域の働き方等推進事業	1,012,000	1,012,000
2 総務費	1 総務管理費	若者つながり創出事業	14,287,000	14,287,000
2 総務費	1 総務管理費	庁舎管理（当直・清掃・駐車場等）事務	10,836,000	10,836,000
2 総務費	1 総務管理費	自動車・会議室管理事務	260,000	260,000
2 総務費	1 総務管理費	文化芸術推進事業	11,307,000	11,307,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務	1,848,000	1,848,000
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者おでかけ応援事業	234,529,000	222,110,107
3 民生費	2 児童福祉費	子ども食費支援事業	76,945,000	76,945,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
円 —	円 750,000	円 —	円 —	円 750,000
—	4,667,000	—	—	4,669,000
—	8,943,000	—	—	8,944,000
—	5,775,000	—	—	5,775,000
—	4,954,000	—	—	4,956,000
—	506,000	—	—	506,000
—	7,142,000	—	—	7,145,000
—	5,405,000	5,400,000	—	31,000
—	—	—	—	260,000
—	5,653,000	—	—	5,654,000
—	1,848,000	—	—	—
—	222,110,107	—	—	—
—	76,945,000	—	—	—

3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	13,501,000	13,501,000
4 衛生費	1 保健衛生費	災害時医療・救護体制整備事業	2,294,000	2,294,000
6 商工費	1 商工費	工業振興対策事業	52,000	52,000
6 商工費	1 商工費	「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業	5,700,000	5,700,000
6 商工費	1 商工費	カドマイスター企業展示会合同出展事業	22,100,000	22,100,000
6 商工費	1 商工費	プレミアム付デジタル商品券発行事業	635,604,000	635,604,000
6 商工費	1 商工費	かどま女性活躍推進事業	2,501,000	2,501,000
6 商工費	1 商工費	門真市ものづくり企業若者人材確保支援事業	12,949,000	12,949,000
7 土木費	2 道路橋りょう費	大阪モノレール門真市駅・（仮称）門真南駅間新駅設置事業	36,908,000	36,908,000
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持管理事業	17,861,000	17,859,600
7 土木費	4 都市計画費	エリアリノベーション推進事業	27,007,000	27,007,000
7 土木費	4 都市計画費	住宅市街地総合整備事業	631,990,000	255,006,615
7 土木費	4 都市計画費	延焼遮断帯整備促進事業	50,388,000	50,388,000
7 土木費	4 都市計画費	庁舎エリア整備事業	12,869,000	12,868,680
7 土木費	7 災害救助費	防災対策事業	64,411,000	64,411,000

—	13,501,000	—	—	—
—	1,110,000	—	—	1,184,000
—	26,000	—	—	26,000
—	2,850,000	—	—	2,850,000
—	11,046,000	—	2,250,000	8,804,000
—	610,657,893	—	—	24,946,107
—	1,250,000	—	—	1,251,000
—	6,474,000	—	120,000	6,355,000
—	12,500,000	5,600,000	12,204,000	6,604,000
—	7,955,000	4,200,000	—	5,704,600
—	13,255,000	—	—	13,752,000
—	151,284,000	51,600,000	—	52,122,615
—	50,388,000	—	—	—
—	—	—	—	12,868,680
—	32,205,000	—	—	32,206,000

8 消防費	1 消防費	消火栓等整備事業	1,740,000	1,740,000
9 教育費	1 教育総務費	学校適正配置推進事業	61,918,000	61,918,000

—	—	—	—	1,740,000
—	13,550,000	48,300,000	—	68,000

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

報告第 3 号

令和 7 年度門真市水道事業会計予算繰越計算書について

令和 7 年度門真市水道事業会計予算繰越計算書を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により、議会に報告する。

記

令和 7 年度門真市水道事業

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1. 資本的支出	1. 建設改良費	舟田町地区配水管布設替工事外	353,656,600	—	353,656,600

会計予算繰越計算書

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に要するの額	繰越た資産の限度額	説 明
企 業 債	工 事 金 負 担 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等				
円 96,900,000	円 2,664,000	円 254,092,600	円 —	円 —		工程変更が生じ、追加作業に時間を要したことによる予算繰越

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

報告第 4 号

令和 7 年度門真市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

令和 7 年度門真市公共下水道事業会計予算繰越計算書を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により、議会に報告する。

記

令和 7 年度門真市公共下水道

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1. 資本的 支出	1. 建設改 良費	令和 7 年度公共 下水道島頭第 1 管渠築造工事(7) 他	629, 245, 680	92, 772, 816	536, 470, 000
1. 資本的 支出	1. 建設改 良費	令和 7 年度公共 下水道実施設計 業務(1)	147, 287, 000	37, 760, 800	15, 000, 000

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
補 助 金	企 業 債	繰 越 工 金 事 資 金	損 益 勘 定 留 保 等 資 金			
円 76,320,000	円 422,500,000	円 37,640,000	円 10,000	円 2,864	円 —	他事業との工程調整及び地元調整に時間を要したことによる予算繰越
—	1,600,000	—	13,400,000	94,526,200	—	他事業との協議に時間を要したことによる予算繰越

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

報告第 5 号

令和 7 年度門真市水道事業会計継続費繰越計算書について

令和 7 年度門真市水道事業会計継続費繰越計算書を、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、議会に報告する。

記

令和 7 年度門真市水道事業

款	項	事業名	継続費 の総額	令和 7 年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度繰越額	計
1. 資本的支出	1. 建設改良費	泉町浄水場新ポンプ棟築造工事外に伴う施工監理業務	円 38,670,000	円 34,373,000	円 —	円 34,373,000
1. 資本的支出	1. 建設改良費	泉町浄水場新ポンプ棟築造工事外（泉町浄水場第4期更新工事（土木・建築））	2,134,356,000	1,388,930,000	—	1,388,930,000
1. 資本的支出	1. 建設改良費	泉町浄水場等第4期更新工事（電気）	2,084,687,000	4,532,000	—	4,532,000

会計継続費繰越計算書

支払義務 発生額	残 額	翌年度逡次 繰 越 額	翌年度逡次繰越額に係る財源 内訳		翌年度逡 次繰越額 に係る繰 越を要す るたな卸 資産の購 入限度額
			企業債	当年度損益 勘定留保資 金等	
円 —	円 34,373,000	円 34,373,000	円 —	円 34,373,000	円 —
—	1,388,930,000	1,388,930,000	1,103,200,000	285,730,000	—
4,171,000	361,000	361,000	—	361,000	—

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

議案第35号

門真市役所庁舎本館非常用発電機設置工事請負契約の一部変更
について

門真市役所庁舎本館非常用発電機設置工事について、次のとおり請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和8年3月23日門真市議会第1回定例会において議決のあった門真市役所庁舎本館非常用発電機設置工事請負契約について、契約金額「162,122,400円」を「162,932,000円」に改める。

参考資料

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 門真市役所庁舎本館非常用発電機設置工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 162,122,400円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東大阪市衣摺二丁目10番11号
株式会社大気電機工業所
代表取締役 林 靖貴 |
| 5 | 完 成 期 限 | 令和9年1月29日 |

令和8年3月23日 原案可決

議案第36号

財産の交換について

次のとおり財産を交換することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 交換に供する財産

財産の種類	所在地	地目	面積	価格
土地	門真市幸福町476番17	宅地	217.08㎡	57,092,040円

2 交換により取得する財産

財産の種類	所在地	地目	面積	価格
土地	門真市幸福町2016番	宅地	218.28㎡	39,290,400円
	門真市幸福町2017番			
	門真市幸福町2018番			

3 交換による差額 17,801,640円

4 交 換 の 相 手 方 (1)

██████████

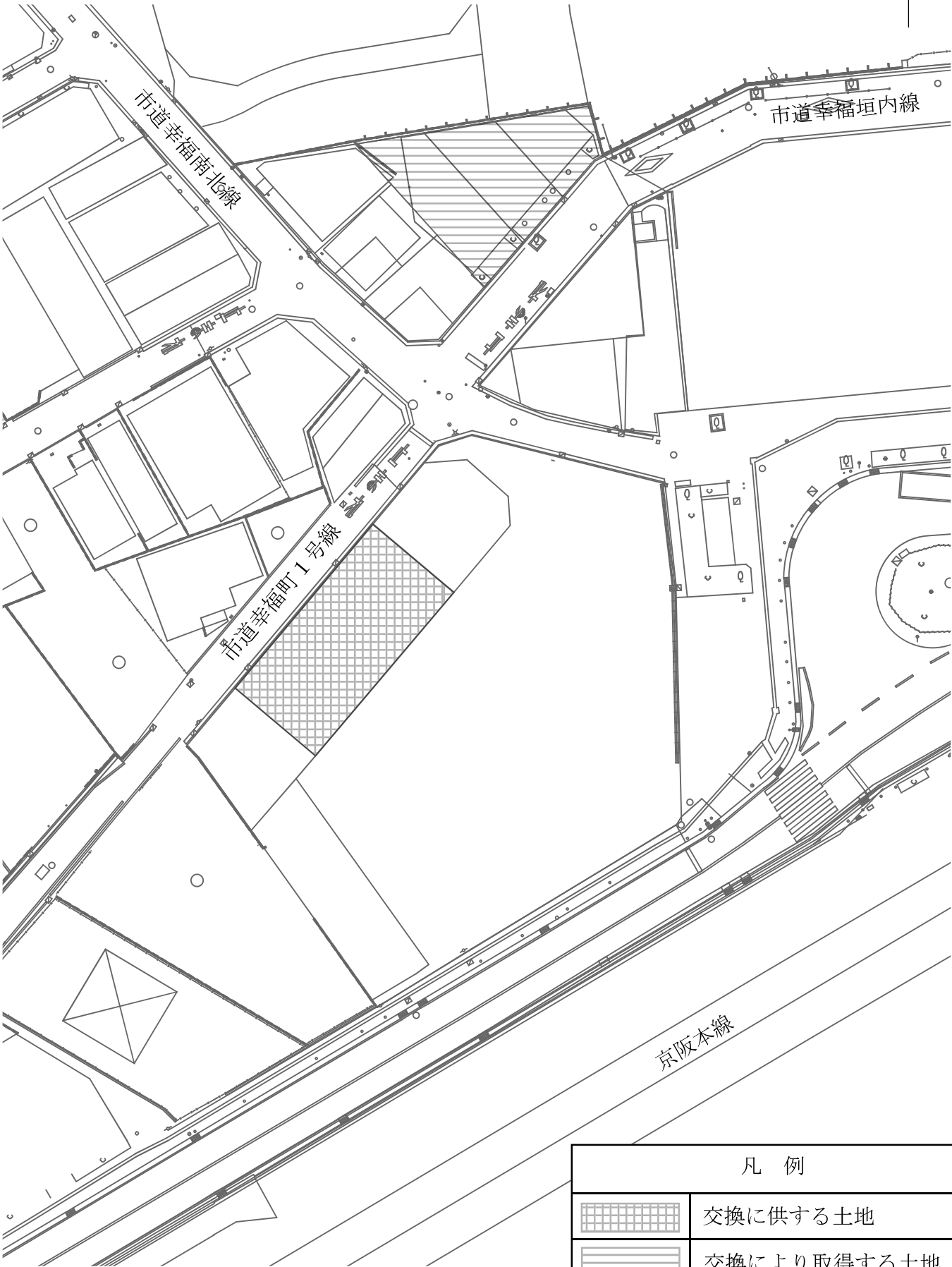
(2) [REDACTED]

██████████

(3) [REDACTED]

██████████

財産の交換について



議案第37号

動産の取得について

次のとおり動産を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する動産 | 循環式手洗い装置 43台 |
| 2 取得価額 | 39,259,000円 |
| 3 取得の相手方 | 大阪市東住吉区杭全七丁目4番21号
株式会社マトイ防災
代表取締役 奥村 勇二 |

議案第38号

門真市税条例の一部改正について

門真市税条例（平成14年門真市条例第24号）の一部を次のように改正するにつき、
議会の議決を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の公布に伴い、固定資産税の免税点の引上げ、固定資産税における再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置及び固定資産税及び都市計画税におけるバリアフリー改修が行われた劇場、音楽堂等に係る税額の減額措置の拡充及び延長並びに軽自動車税におけるグリーン化特例の適用期限の延長を行うとともに、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市税条例の一部を改正する条例

門真市税条例（平成14年門真市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（固定資産税の免税点） 第69条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては300,000円、償却資産にあっては<u>1,800,000円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 1～9 略 10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 11～25 略 26 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第11条 1～15 略 16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準</u>	（固定資産税の免税点） 第69条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地_____にあっては300,000円、家屋にあっては<u>200,000円</u>、償却資産にあっては<u>1,500,000円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 1～9 略 10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 11～25 略 _____ （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第11条 1～15 略 16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第</u>

改正後	改正前
<u>(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)</u>又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(2) 略 (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれかに該当するかの別 (4)～(6) 略 （令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第11条の2 1～2 略 3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（<u>第4号</u>において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)～(5) 略 4 略 <u>（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</u> 第11条の3 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第60条第	<u>2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(2) 略 (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれかに該当するかの別</u> (4)～(6) 略 （令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第11条の2 1～2 略 3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（<u>以下この項</u>において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)～(5) 略 4 略 _____ _____ _____ _____ _____ _____

改正後	改正前
6 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第 1 項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の 3 第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3 月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が政令附則第12条の 4 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあっては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者の関係 (2) 法附則第16条の 3 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に令和 5 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由 (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項 2 法附則第16条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和 8 年度分及び令和 9 年度分の固定資産税については、第82条の規定は適用しない。 3 法附則第16条の 3 第 4 項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定	

改正後	改正前
被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。	
(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)	
(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途	
(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途	
(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合	
(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法	
4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。	
(軽自動車税の税率の特例)	(軽自動車税の税率の特例)
第36条の2	第36条の2
1 略	1 略
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車	2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車

改正後	改正前
令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
略	略
3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア [㊦] 中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア [㊦] A中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。	3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア [㊦] 中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア [㊦] A中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。
	4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 [㊦] が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア [㊦] 中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア [㊦] A中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第69条の改正規定及び附則第2条第2項の規定は、令和9年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の門真市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例によ

る。

- 2 新条例第69条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第39号

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部改正について

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）等の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第10号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、理学療法士等を1人に限り保育士とみなすほか、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例

(門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第30条 1～2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「 <u>看護師等</u> 」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	(職員) 第30条 1～2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「<u>特定理学療法士等</u>」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	
5 前2項の規定により看護師等及び特定理	

改正後	改正前
30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、 <u>前項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</u>	第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項_____若しくは第45条第3項_____又は前項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、 <u>保育士の数（前項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</u>

(門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年門真市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、この条例による改正後の門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、家庭的保育事業等基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳	附 則 (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、この条例による改正後の門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例_____ 第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定_____ _____は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定_____ _____は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

改正後	改正前
以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)	
は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部改正について

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）及び門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第20号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和8年内閣府令第3号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の基準を定める等につき、本条例案を提出するものである。

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(基本理念) 第3条 この条例に定める基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない児童に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上の児童について保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合）<u>にあつては、当該児童を含む。</u>（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対	(基本理念) 第3条 この条例に定める基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない児童に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上の児童について保育を行う場合_____ _____にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対

改正後	改正前
して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（<u>法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項</u>）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)～(2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等<u>（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）</u>により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 略 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに	して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項_____ _____に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)～(2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等_____により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 略 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに

改正後	改正前
限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 (1)～(2) 略 (家庭的保育事業所等内部の規程) 第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員) (7)～(11) 略 第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。 (職員) 第30条 1 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)～(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) 略 3 略 (利用定員) 第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、そ	限る。) _____であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 (1)～(2) 略 (家庭的保育事業所等内部の規程) 第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 _____ (7)～(11) 略 第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型 _____及び小規模保育事業C型 _____とする。 (職員) 第30条 1 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)～(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号 _____の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) 略 3 略 (利用定員) 第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用

改正後	改正前
保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。	保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

(門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第2章 略 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節～第2節 略 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（<u>第51条—第52条</u>） 第4章 略 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。 (6)の2 <u>満3歳以上限定小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。 (7)～(11) 略 (11)の2 <u>教育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。 (11)の3 <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。 (11)の4 <u>保育認定子ども</u> 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。 (12)～(29) 略	目次 第1章～第2章 略 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節～第2節 略 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（<u>第51条・第52条</u>） 第4章 略 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業_____をいう。 _____ _____ _____ (7)～(11) 略 _____ _____ _____ _____ (12)～(29) 略

改正後	改正前
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 1 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</u> 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u> 4～5 略 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 1 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>保育認定子どもに係る当該特定教育・</u>	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 1 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</u> 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u> 4～5 略 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 1 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小</u>

改正後	改正前
保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第13条 1～3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)～(2) 略 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>教育認定子ども</u> 77,101円 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円） イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部	<u>学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第13条 1～3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)～(2) 略 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 77,101円 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円） イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部

改正後	改正前
の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下<u>このイ</u>において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ 略 (4)～(5) 略 5～6 略	の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下<u>イ</u>において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ 略 (4)～(5) 略 5～6 略
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法第1条に規定する幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては<u>同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利益供与等の禁止) 第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(法	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては<u>学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利益供与等の禁止) 第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(法

改正後	改正前
第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。)若しくは地域型保育(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び<u>第39条第5項</u>において同じ。)を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。)若しくは地域型保育(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び<u>第39条第4項</u>において同じ。)を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
2 略	2 略
(特別利用保育の基準)	(特別利用保育の基準)
第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは

改正後	改正前
「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第2号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）</u>」と、同号イ(イ)中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>」と読み替えるものとする。 （特別利用教育の基準）	「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と_____、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）</u>」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>」と読み替えるものとする。 （特別利用教育の基準）
第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型	第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型

改正後	改正前
給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>）」と、同号イ(4)中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>）」と読み替えるものとする。	給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>）」と、同号イ(4)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>）」と読み替えるものとする。
第37条 1 略 2 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。</u>	第37条 1 略 2 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇</u>

改正後	改正前
(1) <u>家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u> (2) <u>事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u>	用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u>
3 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u> （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 1 略 2 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認め</u>	_____ _____ _____ _____ _____ （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 1 略 2 特定地域型保育事業者 _____ は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 _____ において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認め

改正後	改正前
られる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 特定地域型保育事業者は、前2項の選考に係る方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第40条 1 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （心身の状況等の把握）	られる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 前項の特定地域型保育事業者は、<u>同項</u>の選考に係る方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第40条 1 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （心身の状況等の把握）

改正後	改正前
第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携)	第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携)
第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。</u>）により特定地域型保育（<u>満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。</u>）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の<u>法第19条第3号に掲げる</u>小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。）を、当該特	第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者 _____ _____により特定地域型保育 _____ _____の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の _____ _____小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同

改正後	改正前
(1)～(6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（<u>第39条第4項</u>に規定する選考に係る方法を含む。） (8)～(11) 略 （勤務体制の確保等） 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 （記録の整備） 第49条 1 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) 略 （準用） 第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで（第26条を除く。）の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲	(1)～(6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（<u>第39条第2項</u>に規定する選考に係る方法を含む。） (8)～(11) 略 （勤務体制の確保等） 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 （記録の整備） 第49条 1 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) 略 （準用） 第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで（第26条を除く。）の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

改正後			改正前		
げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
略			略		
第11条	略		第11条	略	
	教育・保育給付認定子どもについて	教育・保育給付認定子ども（ <u>教育認定子ども</u> を除く。以下この節において同じ。）について		教育・保育給付認定子どもについて	教育・保育給付認定子ども（ <u>満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども</u> を除く。以下この節において同じ。）について
	略			略	
略			第12条の	特定教育・保育	特定地域型保育
略			見出し		
略			略		
略			第14条の	施設型給付費等	地域型保育給付費等
略			見出し		
略			略		
第25条	略		第25条	略	
	各号（幼保連携	各号			
	型認定こども園				
	である特定教				
	育・保育施設の				
	職員にあっては				
	認定こども園法				
	第27条の2第1				
	項各号、学校教				
	育法第1条に規				
	定する幼稚園で				
	ある特定教育・				
	保育施設の職員				
	にあっては同法				
	第28条第2項に				
	おいて準用する				
	認定こども園法				
	第27条の2第1				
	項各号)				
略			略		

改正後	改正前
(特別利用地域型保育の基準)	(特別利用地域型保育の基準)
第51条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	第51条 特定地域型保育事業者_____が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで(第26条を除く。))を含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ど	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項_____において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(_____第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで(第26条を除く。))を含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ど

改正後	改正前
も」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）」とあるのは「<u>教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）</u>」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」と読み替えるものとする。 第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳	も」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 _____ において同じ。）」とあるのは「<u>同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）</u>」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者 _____</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。) が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで（第26条を除く。）を含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」	

改正後	改正前
とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。 （特定利用地域型保育の基準） 第52条 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２ 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満３歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第51条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 ３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合	（特定利用地域型保育の基準） 第52条 特定地域型保育事業者_____が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２ 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 ３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合

改正後	改正前
には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。</u>）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>特定満3歳以上保育認定子どもを除く。</u>）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と読み替えるものとする。	には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者_____」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u>）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部改正について

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）及び門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年門真市条例第27号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止について定めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	第14条 削除

(門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年門真市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第14条 略 <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律	第14条 略 _____ _____ _____ _____ _____ _____

改正後	改正前
第69号) 第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。	

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

議案第42号

令和8年度門真市一般会計補正予算（第3号）

令和8年度門真市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ164,231千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,474,262千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	24,110,516	△75,810	24,034,706
	2 国庫補助金	8,119,910	△75,810	8,044,100
15	府支出金	5,761,760	7,275	5,769,035
	2 府補助金	1,304,562	7,275	1,311,837
16	財産収入	421,608	21,804	443,412
	2 財産売払収入	272,986	21,804	294,790
18	繰入金	2,158,176	△10,000	2,148,176
	2 基金繰入金	2,120,282	△10,000	2,110,282
20	市債	13,293,700	△107,500	13,186,200
	1 市債	13,293,700	△107,500	13,186,200
歳 入 合 計		85,638,493	△164,231	85,474,262

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	36,150,433	11,041	36,161,474
	1 社会福祉費	13,472,616	2,310	13,474,926
	2 児童福祉費	9,152,491	8,731	9,161,222
7	土木費	16,939,195	10,804	16,949,999
	4 都市計画費	13,534,245	10,804	13,545,049
9	教育費	10,231,629	△193,174	10,038,455
	1 教育総務費	6,444,825	2,328	6,447,153
	5 社会教育費	1,220,207	△195,502	1,024,705
12	予備費	51,511	7,098	58,609
	1 予備費	51,511	7,098	58,609
歳 出 合 計		85,638,493	△164,231	85,474,262

第2表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
保健福祉センター大規模改修事業	令和8年度	千円
	）	26,812
	令和9年度	

変 更

事 項	変 更 前	
	期 間	限 度 額
公園維持管理車輛更新事業	令和 8 年度	千円
	）	4, 013
	令和 9 年度	
旧砂子小学校大規模改修事業	令和 9 年度	1, 997, 835

変 更 後	
期 間	限 度 額
令和 8 年度	千円
)	4, 281
令和 9 年度	
令和 9 年度	2, 193, 337

第3表 地方債補正
変 更

起 債 の 目 的	補正前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
公 共 施 設 等 整 備	千円 730,200	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	8. 0 %以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5 年以内据置かつ30 年以内に半年賦及び年 賦元利均等又は半年賦 及び年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利 に借換えすることがで きる。
学 校 教 育 施 設 等 整 備	4,567,800			
計	5,298,000			

補正後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
千円			
620,600	普 通 貸 借	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ30 年以内に半年賦及び年 賦元利均等又は半年賦 及び年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利 に借換えすることがで きる。
4,569,900	又 は 証 券 発 行		
5,190,500			

1 総括
(歳入)

歳入合計	85,638,493	△164,231	85,474,262
------	------------	----------	------------

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
6 教育費国庫補助金	千円 401,986	千円 △75,810	千円 326,176
計	8,119,910	△75,810	8,044,100

1 5 款 府支出金

2 項 府補助金

2 民生費府補助金	612,712	7,275	619,987
計	1,304,562	7,275	1,311,837

1 6 款 財産収入

2 項 財産売払収入

2 不動産売払収入	270,953	21,804	292,757
計	272,986	21,804	294,790

1 8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

9 財政調整基金繰入金	100,000	△10,000	90,000
計	2,120,282	△10,000	2,110,282

節		説 明
区 分	金 額	
60 都市構造再編 集中支援事業 費補助金	千円 △75,810	都市構造再編集中支援事業費補助金

1 保育対策総合 支援事業費補 助金	7,275	保育対策総合支援事業費補助金

1 土地売却収入	21,804	土地売却収入

1 財政調整基金 繰入金	△10,000	財政調整基金繰入金

1 4 款 国庫支出金 1 5 款 府支出金 1 6 款 財産収入 1 8 款 繰入金

20款 市債
1項 市債

目	補正前の額	補正額	計
6 教育債	千円 4,754,300	千円 △107,500	千円 4,646,800
計	13,293,700	△107,500	13,186,200

節		説	明
区 分	金 額		
5 地方道路等整備事業債	千円 △5,100	旧砂子小学校大規模改修事業債	千円
8 緊急防災・減災事業債	△18,100	旧砂子小学校大規模改修事業債	
16 公共施設等適正管理推進事業債	△84,300	旧砂子小学校大規模改修事業債 新統合学校整備事業債	△86,400 2,100

20款 市債

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 老人福祉費	千円 2,696,245	千円 2,310	千円 2,698,555	千円	千円	千円	千円 2,310
計	13,472,616	2,310	13,474,926	0	0	0	2,310

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2 児童措置費	7,163,609	8,731	7,172,340	7,275 府支出金 7,275			1,456
計	9,152,491	8,731	9,161,222	7,275	0	0	1,456

7 款 土木費

4 項 都市計画費

1 都市計画総務費	4,874,346	△11,000	4,863,346				△11,000
10 まちづくり整備基金費	0	21,804	21,804			21,804 財産収入 21,804	

節		説 明
区 分	金 額	
28 繰出金	千円 2,310	千円 ○施策評価対象外事業 介護保険事業特別会計繰出金事務 繰出金 2,310 他会計への繰出金 2,310 事務費繰出金 2,310

19 負担金補助及び交付金	8,731	○就学前教育・保育の充実 民間保育所等補助事業 8,731 負担金補助及び交付金 8,731 補助金 8,731 医療的ケア児保育支援事業補助金 8,731

19 負担金補助及び交付金	△11,000	○公共交通の充実 鉄道施設耐震補助事業 △11,000 負担金補助及び交付金 △11,000 補助金 △11,000 鉄道施設耐震対策補助金 △11,000
25 積立金	21,804	○施策評価対象外事業 まちづくり整備基金積立事業 21,804 積立金 21,804 特定目的基金（固定資産） 21,804

3 款 民生費 7 款 土木費

7 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	13,534,245	10,804	13,545,049	0	0	21,804	△11,000

9 款 教育費

1 項 教育総務費

2 事務局費	5,991,489	2,328	5,993,817		2,100		228
					市債		
					2,100		
計	6,444,825	2,328	6,447,153	0	2,100	0	228

9 款 教育費

5 項 社会教育費

1 社会教育総務費	517,927	△195,502	322,425	△75,810	△109,600		△10,092
				国庫支出金	市債		
				△75,810	△109,600		
計	1,220,207	△195,502	1,024,705	△75,810	△109,600	0	△10,092

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		基金積立金 21,804

15 工事請負費	2,328	○学校施設と教育環境の充実
		学校適正配置推進事業 2,328
		工事請負費 2,328
		工事請負費（資産） 2,328
		（仮称）新統合小学校他整備工事に伴う四宮小学校解体工事 2,328

13 委託料	8,792	○公共施設の適正管理
		生涯学習新施設整備（旧砂子小学校大規模改修）事業
15 工事請負費	△204,294	△195,502
		委託料 8,792
		各種業務委託料（資産） 8,792
		旧砂子小学校大規模改修工事監理業務委託料 8,792
		工事請負費 △204,294
		工事請負費（資産） △204,294
		旧砂子小学校大規模改修工事 △204,294

7 款 土木費 9 款 教育費

1 2 款 予備費

1 項 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 51,511	千円 7,098	千円 58,609	千円	千円	千円	千円 7,098
計	51,511	7,098	58,609	0	0	0	7,098

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

1 2 款 予備費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 見 込 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
保健福祉センター大規模改修事業	千円 26,812	-	-	令和8年度 ～ 令和9年度	千円 26,812	千円 -	千円 -	千円 -	千円 26,812
公園維持管理車輛更新事業	4,281	-	-	令和8年度 ～ 令和9年度	4,281	-	-	-	4,281
旧砂子小学校大規模改修事業	2,193,337	-	-	令和9年度	2,193,337	800,740	1,273,400	-	119,197

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現在高 見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中起債 見込額	当該年度中元金 償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	38,264,253	55,135,104	13,186,200	4,782,912	63,538,392
(1) 総務債	4,901,964	4,505,384	414,600	681,273	4,238,711
(2) 民生債	1,684,892	2,342,747	180,600	205,267	2,318,080
(3) 衛生債	3,909,075	3,564,142	23,700	694,838	2,893,004
(4) 商工債	8,600	8,600	—	1,060	7,540
(5) 土木債	3,559,945	4,422,442	5,914,400	375,143	9,961,699
(6) 公営住宅債	14,057,041	14,419,076	1,809,400	2,176,927	14,051,549
(7) 消防債	79,403	111,693	57,100	10,034	158,759
(8) 教育債	10,063,333	25,761,020	4,786,400	638,370	29,909,050
2. 災害復旧	5,601	4,488	—	1,113	3,375
(1) 衛生債	4,788	3,838	—	950	2,888
(2) 土木債	813	650	—	163	487
3. その他	18,360,504	16,621,623	—	1,877,060	14,744,563
(1) 減税補てん債	20,509	4,740	—	4,740	—
(2) 臨時財政対策債	18,195,105	16,293,008	—	1,863,300	14,429,708
(3) 減収補てん債	144,890	323,875	—	9,020	314,855
合 計	56,630,358	71,761,215	13,186,200	6,661,085	78,286,330

議案第43号

令和8年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度門真市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,620千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,117,682千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	3,755,223	2,310	3,757,533
	2 国庫補助金	1,081,923	2,310	1,084,233
7	繰入金	2,468,044	2,310	2,470,354
	1 一般会計繰入金	2,468,044	2,310	2,470,354
	歳 入 合 計	15,113,062	4,620	15,117,682

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	382,181	4,620	386,801
	1 総務管理費	237,504	4,620	242,124
	歳 出 合 計	15,113,062	4,620	15,117,682

1 総括
(歳入)

1 総括
(歳入)

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 介護保険事業費補助金	千円 3,388	千円 2,310	千円 5,698
計	1,081,923	2,310	1,084,233

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

4 その他一般会計繰入金	388,366	2,310	390,676
計	2,468,044	2,310	2,470,354

節		説	明
区 分	金 額		
2 介護保険システム改修費補助金	千円 2,310	介護保険システム改修費補助金	千円

1 事務費繰入金	2,310	事務費繰入金

介護保険事業特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 237,504	千円 4,620	千円 242,124	千円 2,310 国庫支出金 2,310	千円	千円 2,310 繰入金 2,310	千円
計	237,504	4,620	242,124	2,310	0	2,310	0

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	千円 4,620	千円 ○高齢者への支援 介護保険管理事業 4,620 委託料 4,620 各種業務委託料（費用） 4,620 住民情報システム等改修業務委託料 4,620

介護保険事業特別会計

議案第44号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 き もと けん じ
木 本 健 司

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市固定資産評価審査委員会委員木本健司の任期が令和8年7月27日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学歴

1 [redacted] [redacted]

職歴

1 [redacted] [redacted]

[redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

議案第45号

公平委員会委員の選任について

次の者を本市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 なか みち ひで き
中 道 秀 樹

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市公平委員会委員中道秀樹の任期が令和8年8月25日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学 歴

1 [redacted] [redacted]

職 歴

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

[redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

[redacted]

議案第46号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 おく だ けん じ
奥 田 賢 二

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

人権擁護委員大西孝治の任期が令和8年12月31日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学歴

1 [redacted] [redacted]

職歴

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

[redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

[redacted]

議案第47号

農業委員会委員の任命について

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 き はら さ ち こ
木 原 早 智 子

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市農業委員会委員木原早智子の任期が令和8年7月19日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学歴

1 [REDACTED] [REDACTED]

職歴

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

議案第48号

農業委員会委員の任命について

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 ど い きよ たか
土 井 清 孝

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市農業委員会委員土井清孝の任期が令和8年7月19日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学 歴

1 [REDACTED] [REDACTED]

職 歴

1 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

議案第49号

農業委員会委員の任命について

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 にし かわ けい じ
西 川 敬 治

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市農業委員会委員西川敬治の任期が令和8年7月19日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学歴

1 [redacted] [redacted]

職歴

1 [redacted] [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

[redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

議案第50号

農業委員会委員の任命について

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 にし むら さとる
西 村 覚

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市農業委員会委員西村覚の任期が令和8年7月19日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学歴

1 [REDACTED] [REDACTED]

職歴

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

議案第51号

農業委員会委員の任命について

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 てら うら かず まさ
寺 裏 和 正

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市農業委員会委員寺裏和正の任期が令和8年7月19日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学歴

1 [redacted] [redacted]

職歴

1 [redacted] [redacted]

[redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

議案第52号

農業委員会委員の任命について

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 きた つぎ ひとし
北 次 均

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市農業委員会委員川田勉の任期が令和8年7月19日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学 歴

1 [REDACTED] [REDACTED]

職 歴

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

議案第53号

農業委員会委員の任命について

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 しば た てる お
柴 田 照 夫

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市農業委員会委員川田雅彦の任期が令和8年7月19日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学歴

1 [redacted] [redacted]

職歴

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

議案第54号

農業委員会委員の任命について

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 なか にし まさ のり
中 西 正 憲

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市農業委員会委員川中仲文の任期が令和8年7月19日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学歴

1 [redacted] [redacted]

職歴

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted] [redacted]

1 [redacted] [redacted]

[redacted]

1 [redacted] [redacted]

議案第55号

農業委員会委員の任命について

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月11日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 はし づめ み ち こ
橋 詰 美 智 子

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市農業委員会委員西口猛の任期が令和8年7月19日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学歴

1 [REDACTED] [REDACTED]

職歴

1 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]